

平成 27 年 5 月 14 日
富士宮信用金庫

中小企業等の金融円滑化への取組みに関する説明

富士宮信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、平成 22 年 1 月 20 日、理事会において「中小企業等金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」を定めたほか、平成 23 年 7 月 12 日、「金融円滑化マニュアル」を定め、より体制を強固にして中小企業等の金融円滑化に全力を傾注して取り組んでおります。

第 1 中小企業等金融円滑化に関する取組方針の概要

1. 取組方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 態勢整備の概要

- (1) 理事会を金融円滑化管理に関する最終意思決定機関と定めています。
- (2) 常務会において、金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者、顧客サポート管理責任者を選任し、金融円滑化管理態勢を整備しています。
- (3) 本部長を金融円滑化管理全般の統括責任者としています。
- (4) 中小企業等金融円滑化対応委員会を設置しています。
- (5) 各営業店長を金融円滑化営業店管理者、融資係長を金融円滑化管理担当者に選任しています。
- (6) 「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、お客様の個人保証に関する適切な対応を行っています。
- (7) 各営業店および本部に「融資ご相談窓口」を設置しています。
- (8) 必要に応じ、他の金融機関との緊密な連携を図っています。

第2 中小企業等金融円滑化への取組み状況を適切に把握するための体制の概要

1. 実施の概要

- (1) 選任した金融円滑化管理責任者等により、関係業務部門及び営業店等から金融円滑化関連情報を収集し、当該情報を適切に管理しています。
- (2) 各営業店では、お客様からの融資申込み、貸付けの条件変更等の申込み受付から、結果の説明までが適切に行われているかを確認し、内容を適切に記録、保管しています。

2. 報告体制の概要

- (1) 関係業務部門及び営業店等は、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化管理責任者等に対して金融円滑化関連情報を報告しています。
- (2) 金融円滑化管理責任者は、定期的にまたは必要に応じて随時、理事会、常務会及び監事等に対して金融円滑化関連情報又は金融円滑化管理の状況について報告を行っています。
- (3) 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等から報告を受けた情報、または理事会、常務会及び監事等に対して報告を行った情報のうち、適切な金融円滑化の実施にあたって必要と判断した情報については、関係業務部門及び営業店等に対して還元し、共有しています。

第3 中小企業等金融円滑化への取組み態勢に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

1. 実施の概要

- (1) 各営業店に設置した「融資ご相談窓口」にて、お客様からの苦情相談を受付けています。
- (2) その他、本部融資部に専用フリーダイヤルを設置し、お客様からの苦情相談等を受付けています。

貸付条件変更の相談及び変更等に関する苦情相談窓口

富士宮信用金庫 融資部

専用フリーダイヤル 0120-117-615

- (3) 本部リスク統括部により、苦情等対応に関する報告管理を行っています。

第4 中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

1. 体制の概要

- (1) 本部融資部顧客支援課により、経営改善計画書の作成支援を行う等、お客様の経営相談、経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細やかな支援を行っています。

第5 中小企業等金融円滑化への取組み状況【中小企業者】(別表1)

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[お客様が中小企業者である場合]

(単位: 件)

| | 平成25年 6月末 | 平成25年 9月末 | 平成25年 12月末 | 平成26年 3月末 | 平成26年 6月末 | 平成26年 9月末 | 平成26年 12月末 | 平成27年 3月末 | 平成27年 6月末 | 平成27年 9月末 | 平成27年 12月末 | 平成28年 3月末 | 平成28年 6月末 |
|------------------------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数 | 2,899 | 3,103 | 3,305 | 3,534 | 3,756 | 3,997 | 4,254 | 4,481 | | | | | |
| うち、実行に係る貸付債権の数 | 2,662 | 2,891 | 3,095 | 3,328 | 3,502 | 3,733 | 3,973 | 4,223 | | | | | |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数 | 100 | 106 | 107 | 108 | 112 | 125 | 126 | 132 | | | | | |
| うち、審査中の貸付債権の数 | 73 | 39 | 36 | 27 | 71 | 66 | 81 | 49 | | | | | |
| うち、取下げに係る貸付債権の数 | 64 | 67 | 67 | 71 | 71 | 73 | 74 | 77 | | | | | |

第6 中小企業等金融円滑化への取組み状況【住宅資金借入者】(別表2)

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[お客様が住宅資金借入者である場合]

(単位: 件)

| | 平成25年 6月末 | 平成25年 9月末 | 平成25年 12月末 | 平成26年 3月末 | 平成26年 6月末 | 平成26年 9月末 | 平成26年 12月末 | 平成27年 3月末 | 平成27年 6月末 | 平成27年 9月末 | 平成27年 12月末 | 平成28年 3月末 | 平成28年 6月末 |
|------------------------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数 | 91 | 92 | 96 | 98 | 101 | 103 | 103 | 105 | | | | | |
| うち、実行に係る貸付債権の数 | 68 | 69 | 73 | 75 | 77 | 78 | 79 | 81 | | | | | |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 18 | 18 | 18 | | | | | |
| うち、審査中の貸付債権の数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | | | | | |
| うち、取下げに係る貸付債権の数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | | | | | |

以上